

# 「戦争法」と市民について

飯島 滋明 (名古屋学院大学)

日本国憲法の重要な基本原理である「平和主義」は、過去の日本の権力者や軍部による非人道的かつ悲惨な侵略戦争の反省の上に成立した。しかし、こうした日本の歴史を直視せず、憲法の平和主義を蹂躪する政治が行なわれる時、私たちはどうすべきか。

結論から言えば、日本国憲法で想定されているのは、平和や民主主義を蹂躪する政治を傍観する「市民」ではない。憲法の平和主義を無視し、再び海外での戦争すら認めようとする政治が行なわれる時に市民が傍観すれば、平和や個人の尊厳が蹂躪される社会が再現される。「平和主義」「民主主義」という価値を守るため、憲法 12 条では「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」とされている。憲法 97 条でも、「将来の国民」、つまり子どもや孫などの世代のためにも、民主主義、平和主義を蹂躪する政治に対抗することが「信託」されている。平和を守るために積極的に行動する市民こそ、日本国憲法で想定されている「市民」である。

この点、戦争法に対しては多くの市民が立ち上がった。とりわけ、今までは政治に積極的に関わって

こなかった学生、主婦などが戦争法に反対し、デモや集会に積極的に関与した。戦争法に反対する市民のデモや集会の影響力は決して小さいものではなく、政治に大きな影響を与えた。多くの市民の反対意見に背中を押され、野党は戦争法反対の立場を強めていった。自治体選挙では自民党の敗北、劣勢が続き、岩手県知事選挙では候補者擁立を断念せざるを得ない状況に追い込まれた。

結果としては、自民党、公明党は、主権者の意志を無視して平和主義を蹂躪する「戦争法」を成立させた。ただ、主権者意志に反し、アメリカの要求を受け、アメリカの戦争でアメリカ人の代わりに日本人が犠牲になる可能性が出る「戦争法」を成立させた自民党、公明党の政治家、そして「戦争法」をこのままにして良いのか。子どもや孫の世代に平和な日本で暮らしてほしいと真摯に願うのであれば、「戦争法」を成立させた自民党、公明党を来年の参議院選挙などの場で断罪し、「戦争法」廃止にむけた運動、憲法の平和主義の理念の実現にむけた運動に、私たち「市民」は根気強く取り組むことが求められる。

